

岩手県告示第317号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、基本測量の実施（令和元年岩手県告示第210号）で公示した基本測量を終了した旨国土地理院長から次のとおり通知があった。

令和2年5月15日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 実施した地域 盛岡市、滝沢市、八幡平市及び岩手郡雫石町
- 2 実施した期間 令和元年9月17日から令和2年3月31日まで
- 3 実施した基本測量の種類 基本測量（火山基本図データ作成）